

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の実施に伴う年金からの特別徴収について

- 先般成立した健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日成立）により、従来から実施している年金からの介護保険料の特別徴収と併せ、平成 20 年 4 月定期支払より後期高齢者医療保険料および国民健康保険料（税）についても特別徴収を実施することとしている。
- 特別徴収の実施に伴い、実質的に受取年金額が減少となることから、年金受給者に対しては、4 月 9 日から 10 日にかけて「年金振込通知書」を送付し、お知らせすることとしている。（別紙 1）
- 平成 20 年 4 月定期支払時における後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の特別徴収の件数は、約 850 万件となっており、その内訳は以下のとおりである。

・ 後期高齢者医療保険料	約	793 万
・ 国民健康保険料（税）	約	53 万

年金振込通知書

(初回振込予定日) 平成20年4月15日

されたことにより、平成 年 月と平成 年 月
までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の
預貯金口座に振込みの手続を行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類

年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎振込先

銀行・金庫・信組
支店

◎各支払予定日の支払額

	平成 年 月の支払額	平成 年 月 から平成 年 月の各支払月毎の支払額
金 額	円	円
介護 保険料額	円	円
国民健康保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円	円
所得税額	円	円
差引支払額	円	円

社会保険庁

官署支出官 社会保険庁総務部経理課長

印影

年金の支払予定日は偶数月の15日です。

ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の
金融機関の営業日となります。

平成20年度分の支払予定日は次のとおりです。

平成20年

・6月13日(4月、5月の2か月分) ・8月15日(6月、7月の2か月分)
・10月15日(8月、9月の2か月分) ・12月15日(10月、11月の2か月分)

平成21年

・2月13日(12月、1月の2か月分) ・4月15日(2月、3月の2か月分)

①支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、
改めて年金振込通知書をお送りいたします。

②基礎年金(付加年金を含む。)とあわせて支給される厚生年金
保険の支払がある場合は、支払額を合算して記載しています。

③住所等を変更された場合はお近くの社会保険事務所又は
年金相談センターへ届出が必要です。

④年金を受けている方がお亡くなりになった場合は、遺族等
の方がお近くの社会保険事務所又は年金相談センターへ
届出が必要です。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者 医療保険料額の徴収に関するお知らせ

介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者医療保険料額は
市町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する金額を記載しています。
この金額は、市町村から別途通知される(されている)通知書により確認
してください。なお、介護保険及び国民健康保険に関するお問い合わせ
はお住まいの市町村、後期高齢者医療に関するお問い合わせはお住まい
の市町村若しくは都道府県の後期高齢者医療広域連合にお願いします。

年金振込通知書

(初回振込予定日) 平成20年4月15日

されたことにより、平成 年 月と平成 年 月
までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の
預貯金口座に振込みの手続を行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類

年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎振込先

ゆうちょ銀行

◎各支払予定日の支払額

	平成 年 月の支払額	平成 年 月 から平成 年 月の各支払月毎の支払額
金 額	円	円
介護 保険料額	円	円
国民健康保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円	円
所得税額	円	円
差引支払額	円	円

社会保険庁

官署支出官 社会保険庁総務部経理課長

印影

年金の支払予定日は偶数月の15日です。

ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の
金融機関の営業日となります。

平成20年度分の支払予定日は次のとおりです。

平成20年

・6月13日(4月、5月の2か月分)

・8月15日(6月、7月の2か月分)

・10月15日(8月、9月の2か月分)

・12月15日(10月、11月の2か月分)

平成21年

・2月13日(12月、1月の2か月分)

・4月15日(2月、3月の2か月分)

①支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、
改めて年金振込通知書をお送りいたします。

②基礎年金(付加年金を含む。)とあわせて支給される厚生年金
保険の支払がある場合は、支払額を合算して記載しています。

③住所等を変更された場合はお近くの社会保険事務所又は
年金相談センターへ届出が必要です。

④年金を受けている方がお亡くなりになった場合は、遺族等
の方がお近くの社会保険事務所又は年金相談センターへ
届出が必要です。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者 医療保険料額の徴収に関するお知らせ

介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者医療保険料額は
市町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する金額を記載しています。
この金額は、市町村から別途通知される(されている)通知書により確認
してください。なお、介護保険及び国民健康保険に関するお問い合わせ
はお住まいの市町村、後期高齢者医療に関するお問い合わせはお住まい
の市町村若しくは都道府県の後期高齢者医療広域連合にお願いします。

別紙1-2内面(ゆうちょ銀行)

年金振込通知書

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

(受付時間)

- 月～金曜日：午前8:30～午後5:15
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付
- 第2土曜日：午前9:30～午後4:00
- * 毎年11月の第2・第4土曜日、日曜日は午前9:30～午後4:00
- * 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。
ねんきんダイヤルは、週の後半又は月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

- | | |
|---|--|
| 1 | 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問い合わせ |
| 2 | 年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込・年金の請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ |

お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく！

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

- ◎社会保険庁(社会保険業務センター、社会保険事務局及び社会保険事務所)では、銀行口座を指定して現金の振込みを依頼したり、指定の住所に現金の郵送を依頼したり、年金受給者宅等を訪問して、預貯金通帳やキャッシュカードをお預かりすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。
- ◎年金証書や預貯金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には十分ご注意ください。
なお、「独立行政法人福祉医療機構」、「国民生活金融公庫」及び「沖縄振興開発金融公庫」において、年金を担保とした融資を行っています。
- ※不審な電話等があった場合は、社会保険業務センター又はお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの社会保険事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.sia.go.jp/>

社会保険庁

検索

郵便はがき

料金後納
郵便

重要書類

●年金振込通知書

差出人

社会保険庁

社会保険業務センター

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

別紙1-3外面